

保全ニュース 九州

第24号 (2009年5月)

目次

- 官庁施設保全連絡会議のお知らせ
- 保全業務支援システム操作説明会のお知らせ
- 保全実態調査のご協力お願いします。
- BIMMS-Nの機能紹介(その6) ■夏の省エネ
- 建物の不具合をなくしましょう!(その1)
- 営繕事務所だより(12)(営繕部 保全指導・監督室)

平成21年度

官庁施設保全連絡会議のお知らせ

平成21年度九州ブロック官庁施設保全連絡会議、九州の各地区官庁施設保全連絡会議を以下の日時で開催します。

「九州ブロック官庁施設保全連絡会議」は、各省各庁における所管施設全体に責任を負う立場にある各ブロック官署の保全責任者を対象とし、「九州各地区官庁施設保全連絡会議」は、実際に管理建物を管理されている保全担当職員を対象に行なっています。会議の内容は、国家機関の建築物等の保全の現況、地球温暖化対策の情報提供、建築保全に関する情報提供等を予定していますので、参加くださいますようお願いいたします。

九州ブロック及び福岡・佐賀地区は保全指導・監督室が主催、長崎地区は長崎営繕事務所が主催、熊本地区及び大分地区は熊本営繕事務所が主催、鹿児島地区及び宮崎地区は鹿児島営繕事務所が主催します。

なお、開催案内は後日、担当の保全指導・監督室及び各事務所よりお知らせします。

地区名	開催日	開催地	開催場所
九州ブロック官庁施設保全連絡会議	平成21年6月16日(火)	福岡市	福岡建設会館
各地区開催の官庁施設保全連絡会議			
(福岡・佐賀)地区	平成21年7月10日(金)	福岡市	福岡第2合同庁舎
(長崎)地区	平成21年7月14日(火)	長崎市	長崎県建設総合会館
(熊本)地区	平成21年7月13日(月)	熊本市	パレア(熊本県民交流会館)
(大分)地区	平成21年7月23日(木)	大分市	大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」
(宮崎)地区	平成21年7月24日(金)	宮崎市	JA・AZMホール(社団法人 宮崎県農協会館)
(鹿児島)地区	平成21年7月15日(水)	鹿児島市	鹿児島合同庁舎

保全業務支援システム操作説明会 (BIMMS-N)のお知らせ

保全実態調査は、官公庁施設の建設等に関する法律第13条第3項に基づき、全ての国家機関の建築物及びその付帯施設に対して保全に関する報告を求めることで実施しています。保全実態調査は、保全業務支援システム(BIMMS-N)サイトにアクセスして入力していただきます。保全業務支援システムには、保全実態調査の入力のほか、各種の機能があります。今回、各省各庁のブロック官署のみなさまの支援のため操作説明会をお知らせします。事前に参加希望を募っておりますが、これから希望される方は、保全指導・監督室 保全指導係までお知らせください。

日時 平成21年6月5日(金)
平成21年6月8日(月)
平成21年6月9日(火)
3日間とも10:00~16:00
場所 国土交通省九州技術事務所2階OA室

内容

- ・保全実態調査管理活用機能
- ・保全実態調査について
- ・<簡易中長期保全計画作成>機能
- ・<点検機能記録情報管理>機能
- ・その他

保全実態調査のご協力をお願いします。



調査期間は、各省各庁で異なります。ご注意ください。

①平成21年5月18日～平成21年7月31日 裁判所、内閣府、法務省、国土交通省
環境省、防衛省

②平成21年6月 1日～平成21年8月14日 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省

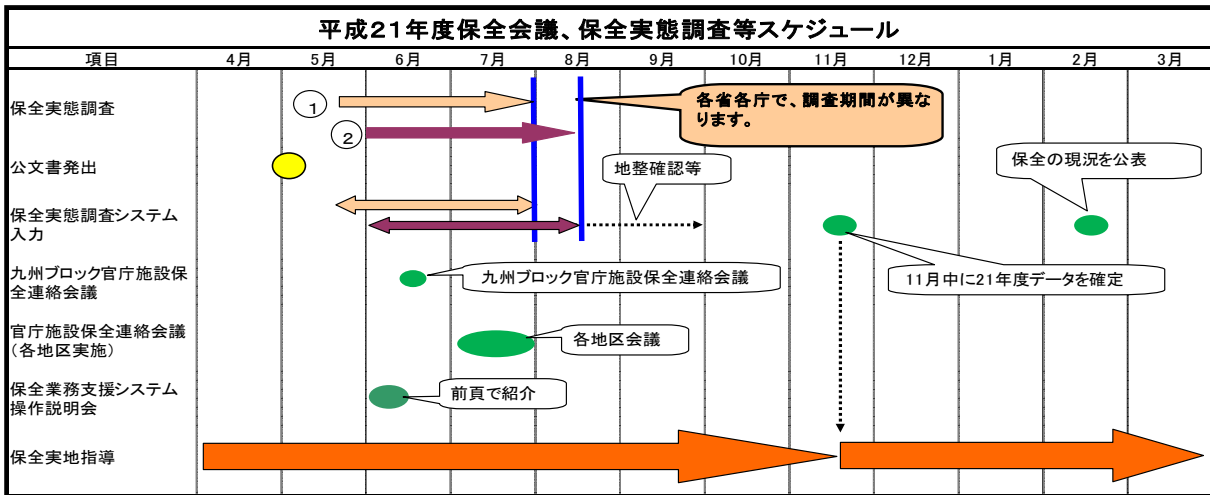
保全実態調査は国の建物すべてを対象にしており、国家機関の建築物の保全の実態を把握し、適正な保全に反映させることを目的としています。

■調査方法・内容は

インターネットより各施設の保全担当者が、保全業務支援システム(BIMMS-N)のサイトにアクセスし、調査様式に入力してください。

■分析結果の公表及び保全実地指導

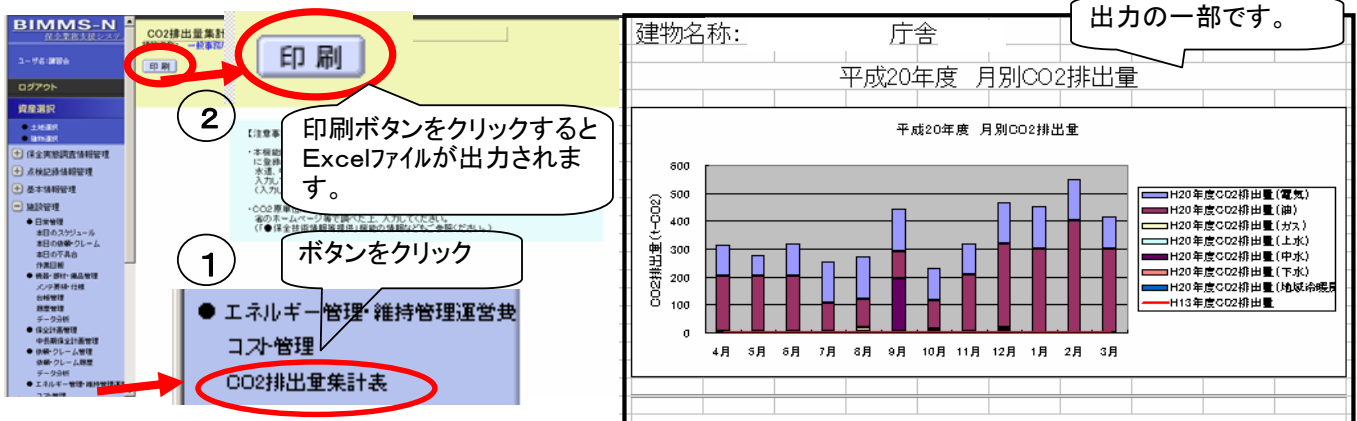
今後の保全の推進に必要な分析結果について、各省各庁に対して送付するとともにホームページにおいて公表します。



BIMMS-Nの機能紹介 その6 CO2排出集計表

保全業務支援システムには、いろいろな機能があります。今回は、〈CO2排出集計表〉機能について説明します。

〈CO2排出集計表〉は、エネルギー管理・維持管理運営費にある〈コスト管理〉(保全ニュース第18号で紹介)でデータを入力後に簡単な操作によって、CO2排出量をExcelシートのグラフにして出力できます。グラフは、月別CO2排出量、年度CO2排出量、エネルギー(電気、ガス、上水、中水、下水等)ごとに表示されます。Excelシートに年度を遡ってデータ入力していただきますと、入力年度ごとの推移がグラフで見ることができます。活用して適切な施設の維持・保全にお役立て下さい。





夏の省エネ



夏です。夏は、冷房のため一年の中で一番エネルギーを使用する時期です。一般事務庁舎では、1年間に消費されるエネルギー量のうち冷暖房のためのエネルギー消費が半分を占めています。

冷房に対するちょっとしたガマンが大きな省エネになります。例えば室内温度、26℃設定の場合、外の気温が32℃とすると室内温度まで6℃下げるエネルギーが必要ですが、28℃設定の場合、室内温度まで4℃下げるエネルギーですみます。

室内設定温度を26℃から28℃へ変えることで約3割のエネルギー削減となりおおきな省エネです。

また、単純に冷房の運転時間を短縮することで未運転時間分が省エネとなります。冷房期間を短縮（冷房の運転開始日を遅らせたり、終了日を早めたり）しましょう。また、1日の冷房時間の短縮を工夫しましょう。

平成20年度より京都議定書削減約束期間（5年）に突入しており、平成19年度の事務所の単位面積当たりの電気使用量については、18年度に続いて改善傾向にあるものの、政府の実行計画においても目標達成までに未だ努力が必要となっています。

次の世代に良好な地球環境を残すため、地球温暖化・省エネ対策を着実に進めていきましょう。

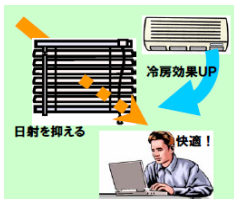
～ 省エネのポイント～

◆冷房温度の設定は28℃に

◆未使用時の部屋は冷房しない

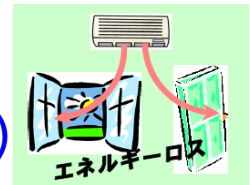
◆冷房運転時間を見直す

◆冷房時に窓・扉を閉める



◆冷房時にブラインドを降ろす

今年も快適な服装で（クールビズ）



※上記の内容は「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」から引用しました。詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun/ondanka_tebiki.pdf) PDFファイル 1,943KB

建築保全業務共通仕様書・同積算基準の解説が改定

「建築保全業務共通仕様書」及び「建築保全業務積算基準」の改定にあわせ「建築保全業務共通仕様書・同積算基準の解説」（平成20年度版）が改定されました。保全業務の実務にお役立てください。



「監修」 国土交通省大臣官房官庁営繕部

「編集・発行」 財団法人 建築保全センター
<http://www.bmmc.or.jp/>

※ 「国家機関の建築物等の保全の現況」がホームページに掲載されました。

国土交通省官庁営繕部では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき国家機関の建築物等の保全の適正化を推進する観点から「国家機関の建築物等の保全の現況」を策定しています。これは、平成20年度に実施した国家機関の建築物等の保全の実施状況を分析・評価したものです。保全の必要性、重大事故・故障事例とその対策等の情報をとりまとめています。ご参照ください。(http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000002.html)



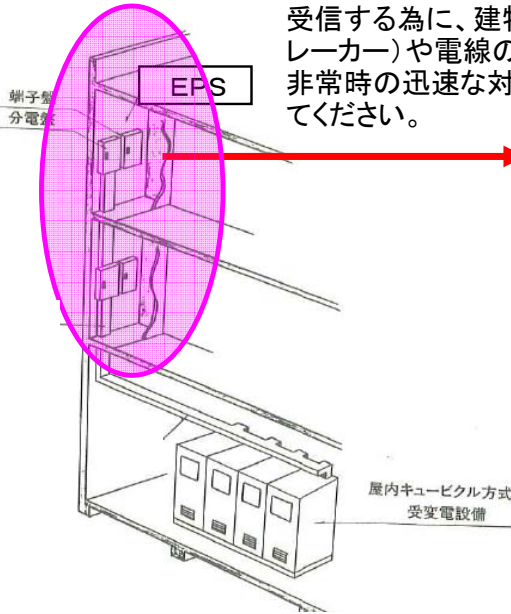
建物の不具合をなくしましょう!



(その1)

前回まで、「建物点検コーナー」を掲載してきましたが、これを終了し、今回より建物の各部位の紹介とその部位についての保全の注意点についてシリーズでお知らせします。本号は、「EPS」です。

規模の大きな建物では、建築各部に電気エネルギーを送る為と情報信号を送受信する為に、建物内の上下階に縦通的に部屋を設け、ここに安全装置(ブレーカー)や電線の分岐装置等を設置しています。この部屋を「EPS」と言います。非常時の迅速な対応や熱の発生による火災を防ぐため、通常は、施錠して管理してください。



上の写真は、EPSが倉庫代わりに使用されていた状況です。火災の原因となり危険です。物品を置かないようにするとともに取扱者以外の者の立入禁止措置をとる必要があります。

～営繕事務所だより(12)～ 保全指導・監督室



《地域の国家機関の皆様を支援する九州地方整備局の営繕事務所(長崎、熊本、鹿児島)及び本局からの情報を紹介しています。今回は「保全指導・監督室」です。》

『建築物の利用に関する説明書を作成しています』

保全指導・監督室および営繕事務所では、営繕工事が発注された後の工事監理業務も行っております。

工事が発注され、建物を新築・改修後に、各官署へ引き渡し、その建築物が適正に使用及び保全されることを目的とするため、基本的な使用方法・注意点など必要な事項をまとめた「建築物の利用に関する説明書」を作成しています。内容は、建物の使用の手引き、保全の手引きなど基本的な使用方法などの必要な事項をまとめたものです。(小規模改修の場合は、管理者のための保全の手引きに追記での対応となる場合もあります。)

施設管理者のみなさん、施設保全のためにご活用ください。

【相談窓口】九州地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 (保全指導係)

図面と説明書の一例です。

<p>保安対策項目</p> <p>3-2-3-3 屋内設備 (分電盤) 電気</p> <p>保安対策(写真)</p> <p>保安対策の概要(平面図)</p>	<p>保安対策項目</p> <p>3-2-3-3 屋内設備 (分電盤) 電気</p> <p>■実施上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全館管理用のコンセント盤(電気集配盤)に電力を供給するための機器です。非常事態に発生した場合、又は設置を途中で中断した場合は、即時(火災の発生)を察知する為に、このブレーカーから電線の接続をストップします。 ・電線集配盤となるので、分電盤及びブレーカーは必ず直結し、直結に異常電圧が発生することないように管理して下さい。 ・ブレーカーの容量は入出力に準拠して下さい。 ・点検の頻度は、維持管理に照準して管理して下さい。 <p>■実施上の説明</p> <p>1 図/年</p> <p>■実施方法</p> <p>【実施前による点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門業者と点検契約を結び、作業内容による点検を行って下さい。 ・異常な点検の結果 ・異常発生、異常時の点検 ・テストボタン(過電流保護等)による動作確認 <p>■実施後の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検後の点検 ・点検、点検 ・点検、点検 ・ブレーカーの点検 <p>■実施上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門業者又は保守契約先に、請求、修理を依頼して下さい。 ・異常発生、異常時の点検 ・異常発生、異常時の点検 ・異常発生、異常時の点検 <p>■実施上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常発生、異常時の点検 ・異常発生、異常時の点検 ・異常発生、異常時の点検 <p>■実施上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常発生、異常時の点検 ・異常発生、異常時の点検 ・異常発生、異常時の点検
--	---

事務局
九州地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全指導係
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
TEL 092-476-3539
FAX 092-476-3488
E-メールアドレス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

長崎営繕事務所 技術課 TEL 095-861-5251
〒852-8024 長崎市花園町26-11
熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-366-2200
〒862-0971 熊本市大江3-1-53
鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21